ナリシ山下明當十六年ヲ今行取調ヘタルニ今人ハ主謀者ノ命ノ僅行動セル者ニテ非行ヲ悟リ大阪ニ轉出ノ旨述ヘタレノ以テ翌十四日店主ニ引渡タルカ今人ハ前叙ノ如ク大阪ノ知人ノ許ニ轉居セリ

右及申(通)報候也

一、別紙(一)

(1)[illegible]ヲ為シ店ノ時ニ[illegible]ヲ以テ店以外ノ場所ニ於テ會見スベレト申込ミアリタトヘ[illegible]ハ店以外ノ會見ハ断リ居レリ

業務[illegible](一部)ハ合理ナルモノハ如ク内養[illegible]次郎手 朝御人金敗冉当十六年八八月四日付大阪天満ヨリ左ノ如キ手紙ヲ店主中沢亀太郎ニ差出セリ

前文今般ノ騒議ニ對シテハ私ハ旦那ニ対シ誠ニ申訳ガ御座イマセン 私ハ其ノ能者ニ誘ハレ仕方無キニ争議ニ入リ其ノ者ト一層仕事ヲヤッテ行クトシタカ誠ニ危イ手伝ヒ夜業ケテシテ大阪ニ参リマシタ金額ハ(集金ノコト)皆先頭者ガ持ッテ私共ニハ一銭モ與ヘマセンノデ小使ニ困リ仕方無シニ刈カリ金拾円ヲ借リテ大阪ヘ参リマシタ

大阪 天満

内 [illegible]

中沢亀太郎殿

別記(二)

金 時事新報愛読者諸彦に檄す!

此の度吾々滿合時逆堂全配達員六名が止むなく争議に入らねばならなかった事後に就いて読者諸彦に一言お伝へ致し置きも諒解して頂かねばなりません。

其れは私し達新聞配達は上京当初より苦學を目的として上京したのでありますが何しろ其の待遇たるや 月二十五円で其の中より十五円の食費を差引かれ其れのみならずお得意様の新聞拡張や何や彼やの弁償を除くと残るは借金の山が僅々二、三円のものです。其れで働かして行かれるでせうか!

配達は永い間現在迄其の悪い条件の下で自我を言はずに付いてきました其れこそ七年か半年の様な[illegible]

[illegible]し最近の時運堂の主人側の態度は非常に誠意を欠き此の三月より[illegible]料は支